

令和2年5月11日

第26回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年5月11日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所浪岡庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年5月11日（月曜日） 午後1時45分

4. 議案

- 議案第135号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第136号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第137号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第138号 農用地利用集積計画の決定について

- 報告第90号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第91号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第92号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第93号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志	8 番 窪 寺 洋 志
9 番 高 坂 繁 光	13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ
15 番 西 澤 清 光	17 番 福 士 修 身	18 番 福 田 公 夫
19 番 安 田 昌 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

4 番 大 柳 壽 憲	10 番 齊 藤 光 朗	11 番 佐 藤 紘 一
12 番 澤 田 今日一	16 番 西 塚 伸	

7. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	永 澤 治	事 務 局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	櫻 田 正
主 査	佐 々 木 伸 哉	主 査	工 藤 武

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として、先月に引き続き農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (福士修身会長)

それでは、ただ今から、第 26 回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 18 名中 13 名が出席しております。以上でございます。

○議長 (福士修身会長)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。3 番一戸昭憲委員、5 番鎌田清勝委員の両委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。議案第 135 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が3件、賃借権設定が6件及び使用貸借権設定が2件、合計11件でございます。個別の内容につきましては、議案書の2ページから6ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、孫へ贈与するなどの理由で、譲受人又は借主については、祖父から贈与などの理由となります。なお、賃借権167番、同168番及び同169番については、新規就農者です。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付しております「調査書」等のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

それでは、4ページ目の賃借権167番を審議しますが、申請者は、新規就農の方でございます。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議をお願いいたします。では、申請者である●●●●さんと●●●●さんを入場させてください。お願いいたします。

(●●●●氏、●●●●氏 入場)

○議長（福士修身会長）

●●さんご苦勞様でございました。最初に、簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

初めまして、●●●●と申します。あと、妻の●●●●と申します。よろしく申し上げます。まず、申請に至った理由動機ですけれど、私は青森県庁の方でIT技術者として仕事を20年以上経験させていただいております。兄が2013年にニンニクやハーブ等の農業生産を開始したのをきっかけに、私も農作業を手伝いながら少しずつ学んでいきました。兄はその後農業を法人化させ、六次産業化へと発展させるなど、攻めの農業を果敢に邁進している過程を傍らで経験してもらいました。そこで私は兄から農作業の指導を受けながら、私のIT技術を活用し、将来的には兄とは違うアプローチで青森県の農業改革にぜひチャレンジしてみたいと思い、新規就農へと

決意しました、ということになります。

○議長（福士修身会長）

はい、ありがとうございました。それでは、●●さん。これからどのようにして農業を営んでいくのか、いろいろお聞きしますので、よろしく願いいたします。どうぞお座りください。ご質問、ご意見のある方おりましたら、どうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員どうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷といいます。どうも●●さん、今回はご苦勞様でございます。4 点ほどお伺いしたいと思えます。

まず第 1 点は、ニンニク栽培していくうえで、色々あると思えますが一番重要だと考えているのは何か、それが第 1 点でございます。

それから、計画書を拝見させていただきました。ニンニクの販売先をどうお考えか。

それから、3 点目は初年度の収入ゼロと見込んでいますが、その理由。

最後ですが、お兄さん、私知っています。お兄さんと違うアプローチをしたいということでございます、もし差し支えなければ、どのようなアプローチを考えているのか紹介をしていただきたい。

以上、4 点よろしく願いいたします。

○●●●●氏

かしこまりました。まず、第 1 点ニンニクの栽培で一番重要な点と申しますと、正直まだそんなに経験が少ないもので、手伝いながら学んでいる最中ですが、やはり肥料など、色々定期的が増えていくのが重要だと思いますし、管理が大変だなと。先日もちょっと違う畑とか色々経験している最中ですが、なかなか簡単にはいかないなと思っております。その中で一番重要なのは、ちょっと手抜きしてしまう所をなるべく無いようにして、在庫などの管理を上手くやっていきたいと思っております。ですので、まだこれが一番大事だなと決めてはいないのですけれども、そういう事を学んでいきたいなと思っております。

次に 2 番目ですけれども、販売先ですが今のところ、うちの兄もだいぶ広くやっているところもありまして、半分は加工用として卸させてもらうということです。もう半分は青森市内の方に産直市場みたいな一般の農家さんを集めて直接販売しようと計画している最中でして、7 月頃オ

ーブン予定なのです。流通団地のそばなのですけれども、そこにも半分くらい卸させてもらって販売する計画を立てております。

3番目ですが、初年度の収入が、私当初計画した時は単純に考えていたのですけれども、来年の収入になるのだなど。当初勘違いしていました。今はとりあえず、私も長い事勤めていたこともありまして、貯蓄と退職金をそんなにいっぱい貰っているわけではないのですが、細々とやりながらなんとか。あと、うちの兄の方も時々手伝わせてもらっているのですけれども、そちらの方の手伝いしながら生活していこうと思っておりました。

次に4番目ですけれども、違うアプローチについては、まだこれというのは特段決めてはいないのですけれども、私も色々コンピュータの知識というのは通常の方よりは相当持っているので、例えば県庁の方で、どちらかというとならない方に、パソコンの使い方も含めてネットワークとか色々指導してきた立場でもあったのです。教えさせてもらっていたというのもありまして、それをうまく効率的に管理するとか、もしくはスケジュール管理とかもそうなのですけれども、農業の細かい管理とかそういったのを色々含めてやっていこうかなと思っています。やりながら色々工夫しながらその辺何か改革できないかとは正直思っていました。ということで以上です。

○議長（福士修身会長）

他に意見のある方、いらっしゃいますか。

はい、秋谷さん。

○1番（秋谷進委員）

どうもありがとうございます。これから色々大変だろうと思います。実は私、三十数年前に田子町、現在の。あそこ今、青森県や日本でも有数のニンニクの生産地になっていますが、三十数年前に非常に反収が落ちた、それから病気が発生したということで相談受けたことあるのですよ。その当時に今は無くなりましたが農業試験場というものがありまして、そことタイアップして田子町のニンニクの全ほ場の土壌調査を実施したのです。全筆の土壌調査をしまして、その地力の状況をデータ化して提供した記憶があるのです。そういうものをデータ化した時に、田子町の畑のほ場の土壌の養分状況が非常にアンバランスな状況が見えました。特に苦土とかそっちの方が非常に足りない。窒素とかリン酸とかカリが過剰だとか。だいたい大まかにそういうようなデータ出たことがありましたので、ぜひ、ニンニクの場合、非常に土壌の地力関係が影響しますので、その辺気をつけてこれから頑張っていたいただければ。

それから連作、これを嫌いますので、出来れば連作をしないで輪作。回していくような作り方を将来模索していただければいいのではないかと思います。頑張っていたいただければと思います。ありがとうございました。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にご意見のある方おりませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●さん。大変今日はありがとうございました。審議の結果については、後日事務局から連絡いたします。本日はご苦勞さまでございます。大変だと思いますけれどもがんばってください。

○●●●●氏

はい、ぜひ青森県のために頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

はい、どうもありがとうございました。

（●●●●氏、●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

引き続きまして、4 ページ目の賃借権 168 番及び 169 番を審議いたしますが、申請者は、同じく新規就農の方でございます。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、審議お願いいたします。では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

どうも●●さん、大変ご苦勞さまでございます。最初に、簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●といます。私の家は平内地区で代々農家をしており、子供の頃から農作業の手伝いをしていましたが、父親が亡くなり母親も高齢なため、現在は趣味程度の野菜を作っています。母の畑を手伝っていて作物を作る難しさ、楽しさを感じ、野菜を届けた先の人の笑顔を見て農業経営をしたいという気持ちが大きくなりました。農業経営をするにはどうしていいかわからず色々調べていたところ、松山ハーブ農園さんに出会い、ニンニク栽培の手伝いをさせてもらいま

した。ニンニクの栽培を学びつつ、展示会、研修に意欲的に参加し、技術を身に付けチャレンジする事を止めない農家になりたいと考えています。

○議長（福士修身会長）

はい、どうもありがとうございました。それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、どうぞよろしくお願ひいたします。ご質問、ご意見のある方いましたらどうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷といいます。●●●●さん、今回はご苦労さまでございます。3 点ほどお伺ひしたいと思ひます。

1 点目は、ニンニクを栽培するうえで色々あると思ひますけれども、一番重要だと自分で考えている点は何か。これが 1 点目でございます。

2 点目は、販売先についてどういうところを考えているか。

3 点目は、初年度の収入ゼロというような営農計画になっていますが、その理由。その辺をお知らせ願ひえればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○●●●●氏

まず 1 点目ですけれども、土づくりが一番大切だと思ひております。まだ勉強中の身ですけれども、これから松山ハーブ農園さんのご指導のもと頑張っていきたいと思ひています。

2 点目ですが、松山ハーブ農園さんの方で直売所を 7 月に開店する予定でしたので、こちらを販売先として考えていました。

3 点目ですけれども、今現在、前の職業の退職金等でやりくりしていますけれども、これからは松山ハーブ農園さんの方で農業の勉強、経験を兼ねたお手伝い等でやっていきたいと思ひております。

○議長（福士修身会長）

はい、他にご意見のある方。

○1 番（秋谷進委員）

はい。どうもありがとうございました。ニンニク栽培で一番重要なのは土作りというお話いただきました。まさしくその通りだと思います。非常にニンニクは肥料を食う作物でございまして、土作りが一番重要な点ですので、その点ご存じだと思いますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。それから連作に弱いので出来れば輪作をしていけば、何周もすると伺っております。頑張っただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方いましたらどうぞ。

ございせんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、●●●●さん。審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。今日は大変どうもご苦労さまでございました。

（●●●●氏 退場）

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、ご異議ございせんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 136 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区の市街化調整区域内における自己所有農地の農地転用許可申請1件でございます。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づきご説明させていただきます。右上に議案第136号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号6番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が申請地周辺図、これは位置図ということです。4ページ目が法務局の地図、5ページ目が実測平面図、これは今回の内容が自己所有農地の一部を転用することから、どの場所を転用するのかということを図示したものでございます。位置としては、おおよそ北側半分を転用するものでございます。6ページ目が配置図、これは土地利用計画図でございます。7ページ及び8ページ目が土地の登記簿謄本、9ページ目が都市計画法上の建築許可申請書の写しでございます。

議案第136号関係資料と記載しました1ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは、許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、申請地は、上下水道管両方が埋設されている道路の沿道区域でありまして、支所機能がある東岳コミュニティセンター、東陽小学校及び宮田保育園から概ね500m以内の範囲の中にありますことから、第3種農地と判断されます。いわゆる宮田、馬屋尻地区の大規模な集落の中にあります。第3種農地と判断されますと、原則許可できるものとされております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載していますとおり、①から⑦までの項目及び建築物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、審議を行います。ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長（福士修身会長）

無いようですので、本案について許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、そのように決定いたします。
次に、議案第 137 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的とした所有権移転に関する許可申請 1 件でございます。申請は、浪岡地区の非線引都市計画区域内におけるものでございます。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 137 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 50 番案内略図②と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局にある地図、5 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。6 ページ目が土地利用計画図、これは計画平面図という名前です。7 ページ及び 8 ページ目が土地の登記簿謄本でございます。この 8 ページ目の登記簿謄本につきましては、農地ではないものの一体として造成し建物の敷地として利用することから付けさせていただきました。9 ページから 11 ページ目までが法人の登記簿謄本、12 ページ目が法定外公共物占用等許可申請書の写しでございます。占用等許可申請は今年の 4 月 30 日にて申請済でございます。13 ページ目が開発許可申請書の写しでございます。開発許可申請は今年の 5 月 1 日にて申請済です。

議案第 137 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思えます。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、申請地は、都市計画法上の用途地域、種類としては、第一種住居地域の中に存する農地であるため、第 3 種農地に判断されます。第 3 種農地と判断されますと、原則許可できるものとされています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員どうぞ。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷です。店舗用地とあります。店舗とは何の商売、どういうものをやるのかお知らせ願えればと思います。

○事務局

申請代理人によりますと、「薬王堂」というドラッグストアを建てる予定という事で伺っております。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

はい。他にご質問ある方ございませんか。

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 138 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転の 8 件でございます。個別の内容につきましては、9 ページから 11 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものと判断しております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

説明が終わりましたので、審議を行います。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。
どなたかございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

無いようですので、本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、当該計画は決定いたします。
次に報告第 90 号を議題とします。事務局より、説明を求めます。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 1 件で
ございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。
以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 91 号を議題とします。事務局より、説明を求めます。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が4件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第92号を議題とします。事務局より、説明を求めます。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で6件でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第93号を議題とします。事務局より説明を求めます。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で4件でございます。なお、非農地証明につきましては、同規定により交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、事務局から何かありましたらどうぞ。

（農業政策課より「人・農地プラン」についての説明）

（次回の月例総会は6月10日（水）午後1時から柳川庁舎2階大会議室で開催予定の連絡）

○議長（福士修身会長）

最後になりますけれども、委員の皆様から何かありましたらどうぞ。

（安田委員から、分室長に個別相談の依頼あり）

○議長（福士修身会長）

これを持ちまして、第26回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。